

# つくば市民センター使用案内

## ■ 当施設を使用できる団体 ■

大きく分けて以下の3つの団体が使用できます。

### 1 社会貢献活動支援室を除く当施設のすべての部屋を使用できる団体

- ① 団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。  
かつ、以下の②または③の要件を満たすこと。
- ② 代表者及び使用の責任者が18歳以上の者であること。
- ③ 16歳以上18歳未満の構成員だけの団体は、各構成員の保護者の同意を得られること。

### 2 音楽室を使用できる少人数の団体

- ① 世帯数の合計数が2以上であること。  
かつ、以下の②または③の要件を満たすこと。
- ② 代表者及び使用の責任者が18歳以上の者であること。
- ③ 16歳以上18歳未満の構成員だけの団体は、各構成員の保護者の同意を得られること。

### 3 社会貢献活動支援室を使用できる団体

- ① 世帯数の合計数が2以上で過半数が市民であり、かつ社会貢献活動を目的とした団体であること。  
かつ、以下の②または③の要件を満たすこと。
- ② 代表者及び使用の責任者が18歳以上の者であること。
- ③ 16歳以上18歳未満の構成員だけの団体は、各構成員の保護者の同意を得られること。

## ■ 使用申請手続き ■

使用申請手続きは、仮予約、本予約の2段階があります。

### ○ 仮予約手続き（日時を指定し、部屋を仮抑えした状態）

- ・使用したい部屋を、事前に窓口またはインターネットで仮予約することができます。  
（インターネット予約は、つくば市公共施設予約システムを用いますが、その場合は事前に団体登録が必要です）
- ・使用日の5日前までに窓口で本予約をしない場合、予約が取り消されます。

### ○ 本予約手続き（予約の完結となる状態）

- ・つくば市民センター窓口にて『使用許可申請書』と『使用者全員の名簿（氏名、住所、電話番号等を記載したもの）』を提出してください。（受付は平日の午前9時から午後5時15分までです）
- ・申請書の提出期限は、使用日の5日前までです。  
（使用日の5日前が土日祝日・年末年始の場合は、その翌日の平日になります）
- ・使用料の支払いは使用申請書提出時になります。  
後納はできません。  
（一度納入した使用料は原則として還付できません。  
予約の変更は使用の3日前までです）

### ○ 団体登録をしておくと仮予約が便利に！

- ・定期的に施設内の部屋を使用する場合は団体登録を行うと便利です。団体登録を行うことにより「つくば市公共予約システム」で仮予約することが可能になります。
- ・申請手続きは、窓口へ団体登録申請書と構成員名簿を提出してください。  
（16歳以上18歳未満のみの構成員で使用する場合は、各構成員の保護者の同意書も必要です。）
- ・受付は、平日の午前9時から午後5時15分までです。

※ つくば市公共施設予約システムアドレス → <https://yoyaku.city.tsukuba.lg.jp/yoyaku/>

2024年度使用申請受付開始日		使用月
市民センター窓口 〔本予約・仮予約〕	予約システム 〔仮予約のみ〕	
3月25日（月）	4月2日（火）	6月・7月
5月31日（金）	6月2日（日）	8月・9月
8月1日（木）	8月2日（金）	10月・11月
10月1日（火）	10月2日（水）	12月・1月
11月29日（金）	12月2日（月）	2月・3月
1月31日（金）	2月2日（日）	(2025年度) 4月・5月

- ※1 予約受付開始日は、1階東エントランスに整列した順番で受付を行います。（当日、各入口に御案内を掲示いたします）
- ※2 市外、営利、音楽室少人数団体の受付開始日は上の表とは異なり、窓口では使用日の6週間前、予約システムではその翌日になります。
- ※3 上記の表及び※2の受付開始日が土日祝日の場合は、その前開所日の直近の平日が受付開始日となります。

仮予約はこちら



## ■ 使用時間の制限について ■

施設は午前9時から午後10時まで30分単位で使用できますが、施設を皆様に公平に使用していただくため、以下のとおり、使用時間・回数に制限があります。

区分	会議室・音楽室等		調理・実習室	
	時間制限	回数制限	時間制限	回数制限
1日	合計4時間まで	2回まで	合計6時間まで	2回まで
1週間（日～土曜日）	合計5時間まで	2回まで	合計6時間まで	2回まで
1か月（1日～末日）	合計20時間まで	8回まで	合計20時間まで	8回まで

使用予定日の4日前の時点で空室がある場合は、この限りではありません。

※ 使用日には必ず「使用許可書兼領収書」を持参し、記載の注意事項を団体の皆様で確認の上施設を使用してください。

※ 準備・後片付けは使用時間内に行ってください。

※ ごみは必ずお持ち帰りください。

## ■ 使用料について ■

使用区分			使用料（30分当たり）		定員
			非営利使用	営利使用	
大会議室（全面）	176㎡	市内	700円	2,100円	100人
		市外	1,400円	4,200円	
大会議室（半面） a、b		市内	400円	1,200円	50人
		市外	800円	2,400円	
小会議室1	31㎡	市内	100円	300円	12人
		市外	200円	600円	
小会議室2	16㎡	市内	50円	150円	6人
		市外	100円	300円	
和室1（床の間・炉）	10畳	市内	150円	450円	12人
		市外	300円	900円	
和室2	12畳	市内	150円	450円	16人
		市外	300円	900円	
調理・実習室	73㎡	市内	300円	900円	30人
		市外	600円	1,800円	
音楽室	83㎡	市内	300円	900円	60人
		市外	600円	1,800円	

※ 使用の時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなします。

※ 小会議室1・2は、間仕切りを開放して一部屋として使用できます。

※ 和室1・2は、ふすまを開放して一部屋として使用できます。

【注意】 使用料は、原則として還付できません。

既に納入された使用料については、還付できません。事前に使用日時、部屋をよく確認の上、申請してください。

ただし、災害その他使用者の責めによらない事由により使用ができないときは、還付できる場合があります。

## ■ 使用料の免除対象団体について ■

（ただし、③～⑤は当該事業が公益に資すると認められるとき）

- ① 全体の構成員のうち、市内に居住する者が過半数であり、かつ身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が5割以上の団体
- ② 全体の構成員のうち市内に居住する者が過半数であり、かつ65歳以上の者が5割以上いる団体
- ③ 市内の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）及びそれらのPTA
- ④ 市内の保育所及び認可外保育施設並びにそれらの保護者会
- ⑤ 公共性・公益性のある団体で、かつ全市的に活動している下記の団体
  - ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
  - ・公益財団法人つくば文化振興財団
  - ・一般財団法人つくば都市交通センター
  - ・一般社団法人つくば市スポーツ協会
  - ・つくば市文化協会及びその部
  - ・つくば市子ども会育成連合会及びその支部並びに市内の単位子ども会
  - ・青少年を育てるつくば市民の会及びその支部
  - ・つくば市防犯協会及びその分会
  - ・つくば地区交通安全母の会
  - ・つくば地区保護司会及びつくば地区更生保護女性会並びにその支部
  - ・つくば市民生委員児童委員連絡協議会及びその地区協議会
  - ・市内の土地改良区（昭和24年法律第195号）の規定により認可された土地改良区
  - ・つくば市食生活改善推進員協議会及びその支部
  - ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンターに登録されている団体（ボランティア活動を行う場合に限り）
  - ・児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者が構成する保護者会
  - ・周辺市街地活性化協議会
  - ・公益社団法人つくば市シルバー人材センター
  - ・一般社団法人つくば観光コンベンション協会
  - ・一般財団法人つくば市国際交流協会
  - ・つくば市区会連合会及びその支部並びに単位区会
  - ・つくば市PTA連絡協議会及びそのブロック
  - ・つくば市青少年相談員連絡協議会及びその支部
  - ・一般財団法人茨城県交通安全協会つくば地区交通安全協会及びその支部
  - ・つくば市人権擁護委員連絡会
  - ・つくばくらしの会
  - ・つくば市遺族連合会及びその支部
  - ・つくば市福祉団体等連絡協議会